

平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます。

改正育児・介護休業法等説明会

主催：愛媛労働局

これまで労働者数100人以下の企業には適用が猶予されていた「1日6時間の短時間勤務制度」、「所定外労働の制限措置」、「介護休暇制度」が、平成24年7月1日からすべての企業に適用されます。

そこで、改正法の内容や就業規則の規定整備のポイントその他両立支援助成金制度等について御理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催します。ぜひご参加ください。

1 開催日時及び会場

開催地	開催日	開催時間	会場
松山 (第1回)	平成24年3月23日(金)	14:00~16:00	松山若草合同庁舎 共用大会議室 所在地:松山若草町4-3 電話:089-935-5222
新居浜	平成24年4月17日(火)	13:30~15:30	ユアーズ 高砂 所在地:新居浜市泉宮5-8 電話:0897-33-3535
大洲	平成24年4月19日(木)	13:30~15:30	大洲市総合福祉センター多目的ホール 所在地:大洲市東大洲270-1 電話:0893-23-0294
松山 (第2回)	平成24年4月24日(火)	14:00~16:00	松山労働総合庁舎 大会議室 所在地:松山市六軒家町3-27 電話:089-917-8619

2 内容(説明担当:愛媛労働局雇用均等室)

- (1)「改正育児・介護休業法について」
- (2)「改正法に沿った育児・介護休業規定作成のポイント」
- (3)「両立支援助成金」・「中小企業両立支援助成金」について

※ 終了後個別相談を実施いたします。

3 対象者 事業主及び人事労務担当者等

4 参加申込及びお問い合わせ先

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、各開催日の1週間前までにお申し込み下さい。(FAX可)
申込者数が定員を超える場合は、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222 / FAX 089-935-5223



次世代認定マーク「くるみん」

改正育児・介護休業法説明会参加申込書	
(事業所名)	(参加予定者) 部署・役職名 () 氏 名 ()
(所在地)	部署・役職名 () 氏 名 ()
TEL (- -) FAX (- -)	(参加会場) ※会場名を○印で囲んでください。 ・3/23 松山・4/17 新居浜・4/19 大洲・4/24 松山